

宅地建物取引業法第21条各号のいずれかに該当することとなった場合は、その日（死亡の場合はその事実を知った日）から**30日以内**に届け出なければなりません。

- ・ 原則、土木事務所又は西臼杵支庁に1部提出してください。
- ・ 県外在住者等については建築住宅課への郵送でも受け付けますが、郵送中の事故について責任は負いませんので御留意ください。
- ・ 以下の書類のほか、審査の上で別に書類の提出等が必要となる場合があります。
書類提出前に、この「書類一覧」で必要書類の漏れがないか御確認ください。

○宮崎県知事登録（宅地建物取引士 死亡等届出）

書類一覧

届出の理由	欠格事由 (法第18条第1項)	届出人	書類の名称、当該届出に係る事由を証する書面
共通			【様式第七号の二】 宅地建物取引士死亡等届出書 宅地建物取引士証（交付を受けている場合） ※探しても見当たらない場合は、その旨を記載した届出人名の紛失届（様式任意）
死亡		相続人	戸籍謄本等 （死亡事実及び届出人が相続人（配偶者・親子関係等）であることが分かるもの。）
成年者と同一の行為能力を有しない未成年者	第1号	本人	
破産者で復権を得ないもの	第2号		裁判所の破産手続開始の決定書（写し）
不正免許取消処分	第3号		
不正免許取消処分日までの廃業	第4号		
不正免許取消処分日までの合併・解散	第5号		
禁錮以上の刑を受けて5年経過しない者又は執行猶予期間中の者	第6号		裁判所の判決書等（写し）
法違反、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律違反、傷害・暴力行為等	第7号		裁判所の判決書等（写し）
暴力団員等	第8号		
心身の故障により宅地建物取引の事務を適正に行うことが出来ない者	第12号	本人・法定代理人・同居の親族	登記事項証明書

- ・ 一旦登録が消除されると、再度登録する場合はもう一度登録の申請からやり直すことになります。その場合、申請時点から過去10年以内に2年以上の実務経験があること又は登録実務講習受講から10年以内であることが必要です（法第18条第1項各号に該当する者は、登録を受けることができません）。